

# 人権啓発 センター だより



第78号 2・20発行  
2024（令和6）年



©Team Beppyon

発行 別府市人権啓発センター  
〒874-0919 別府市石垣東10丁目7番5号  
TEL 0977-23-6163  
FAX 0977-23-6226  
E-MAIL beppu-jinken@tuba.ocn.ne.jp

## 第7回

## 12月・1月・2月の主な活動の様子

### 第7回・第8回 じんけんふれあい教室

1月9日（火）の第7回は、竹川 美砂恵さんを講師にお迎えして『もったいないアート』教室を開催しました。新聞紙・チラシ・包装紙をカットして下絵に合わせ貼り付けていく作業で、途中で細かくむずかしい箇所もありましたが、皆さんが集中して黙々と作業に取り組む姿がとても印象的でした。出来上がった作品は、一つひとつが違う素敵なものばかりでした。参加して下さった皆様、誠にありがとうございました。

2月13日（火）の第8回は、大分香りの博物館館長の高橋 一成さんと課長・学芸員の大津留 聡さんを講師にお迎えして『香水づくり』教室を開催しました。

最初に大津留さんから、「かおりができるまで」や香りの歴史についての話を詳しくお聞きし、その後、オリジナルの香水づくりにチャレンジしました。16種類の香りから3種類選び、決められた容量の中で好きな量を入れ調合します。その作業を2回繰り返し完成です。皆さんとても楽しそうに作っている姿が印象的で、世界に一つしかないオリジナルの香水が出来上がり、実りのある教室となりました。

今年度の「じんけんふれあい教室」は、第8回で終了となります。参加して下さった皆様、誠にありがとうございました。

### 第6回 市民人権講座

1月25日（水）の第6回は、2022（令和4）年に公開された映画「破戒」を上映しました。この映画は、1900年代の明治後期が物語になっており、被差別部落出身であることを隠して教師となった瀬川丑松が、理不尽な差別の現実と人間の尊厳の間で苦悩する姿が描かれていて、改めて部落差別の不条理さと部落差別を解消するための市職員としての責務を強く感じました。

参加して下さった皆様、誠にありがとうございました。

2月28日（水）の第7回は、別府市役所5階大会議室に場所を変更して「外国人の人権問題」についての講座を開催します。

ぜひご参加ください。

### 「部落差別解消推進法」施行日街頭啓発活動

「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行日でもある12月16日（土）にJR別府駅で、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすための街頭啓発活動を行いました。共生社会実現・部落差別解消推進課職員が、「部落差別問題については、未だに日常生活で、差別的な発言、身元調査による結婚差別、就職での差別的な取り扱い、土地差別などのほか、インターネット上で差別を助長する書き込み等が発生しています。あらゆる人権問題について、他人ごとではなく自分のこととしてとらえ、人を差別するのではなく、尊敬や感謝の気持ちで周りの人と接してみてください。」と呼びかけ、チラシや啓発グッズを通行している方に配布しました。

これを機に、改めて部落差別問題を考えるきっかけにいただければ幸いです。



【人権ミニライブラリー】 ～新たな貸し出しDVD・図書を紹介～  
(DVD)

NO	タイトル	分野	種類	時間
289	企業活動に人権的視点を② ～会社や地域の課題を解決するために～	さまざまな人権 外国人の人権 性的少数者の人権	DVD	96分
290	許すな「えせ同和行為」	部落差別問題	DVD	36分

(図書)

NO	タイトル	著者名	出版社名
457	あつくてあつくて	ほんまわか・文 中川 洋典・絵	解放出版社
458	あなに	長谷川 集平	解放出版社

2024（令和6）年4月1日から『障害者差別解消法』が変わります！

**障害者差別解消法が改正に**

## 事業者にも合理的配慮の提供が義務化されます

- 我が国では、障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会（共生社会）を実現することを目指しています。「障害者差別解消法」では、障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、障害のある人から申出があった場合に「合理的配慮の提供」を求めることなどを通じて「共生社会」を実現しようとしています。
- 令和6年4月1日に「改正障害者差別解消法」が施行され、事業者※による障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務になります。 ※個人事業主やボランティア活動をするグループなども含まれます。

**合理的配慮の提供とは？**

事業者や行政機関等に、障害のある人から、社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応が求められたときに、負担が重すぎない範囲で対応を行うこととしています。

**社会的バリアを取り除くための申出**

～できなくて困っています

～だと助かります

～することではないでしょうか

**建設的対話** 障害のある人と事業者等が話し合っ、共に対処策を検討

対応の例 筆談、読み上げ、代筆、タブレット型端末の利用、介助など

**合理的配慮の提供**

～をお手伝いしましょう！

※内閣府ホームページより引用しています。

※障害者差別解消法が変わります！（リーフレット）

